

# SCOPE

未来への  
羅針盤  
スコープ

May. 2016  
No.179

5  
月号

リニューアル  
特別号

特別対談

今月号のテーマは  
「未来へ」

辻本郷グループ 会長

## 本郷孔洋×徳田孝司

辻本郷 税理士法人 理事長

お役立ち情報満載

税務・税金の話

新連載

「はなとく」新登場  
徳田理事長お散歩企画

絶賛開催中

セミナー  
経営ノート&情報

新連載

「NO.1の取扱店」  
No.1の取扱店

『市場』  
市場



## MESSAGE

これまで「178号」にわたり、歴史を重ねてきた『SCOPE』ですが今月号から全面リニューアルいたしました。これからは、内容もデザインもさらにパワーアップしてお届けいたします。

『SCOPE』は、先行きの見えない時代に臆することなく、未来へ向かって進むための羅針盤のごとく、辻・本郷グループのシンボルとなるよう、これからも進化していきたいと考えています。

リニューアル号から3号にわたって、「未来へ」をテーマに誌面を構成いたしております。

今後は、税務のみならず読者の皆様とのコミュニケーションの役割を担える企画も予定しています。

生まれ変わった『SCOPE』をどうぞお楽しみくださいますようお願いいたします。



02-04

特別対談——「未来を語る」  
 徳田 **新** 理事長 × 本郷 **新** 会長

08

注目

●セミナー情報  
 経営ノート2016  
 出版記念セミナー

05

●税金Q&amp;A

通勤手当と自家用車の借り上げ料

新連載

06

●税金

『空き家に係る譲渡所得の特別控除』

07

●国際税務

『平成28年4月1日以後に適用される国際税務に関わる制度』

09

●インフォメーション

女性税理士による女性のための相続

10

新連載

ぶらぶら徳田理事長と行く  
「ぶらトク」

11

●コラム

新連載

脈動するインバウンド市場

今月号のテーマ

「未来へ」

執筆者の方には「未来へ」にちなんで、  
 ご自身の未来についてひと言いただいています。

about「未来」について  
 the future 一言

S T A F F

発行人  
 徳田孝司

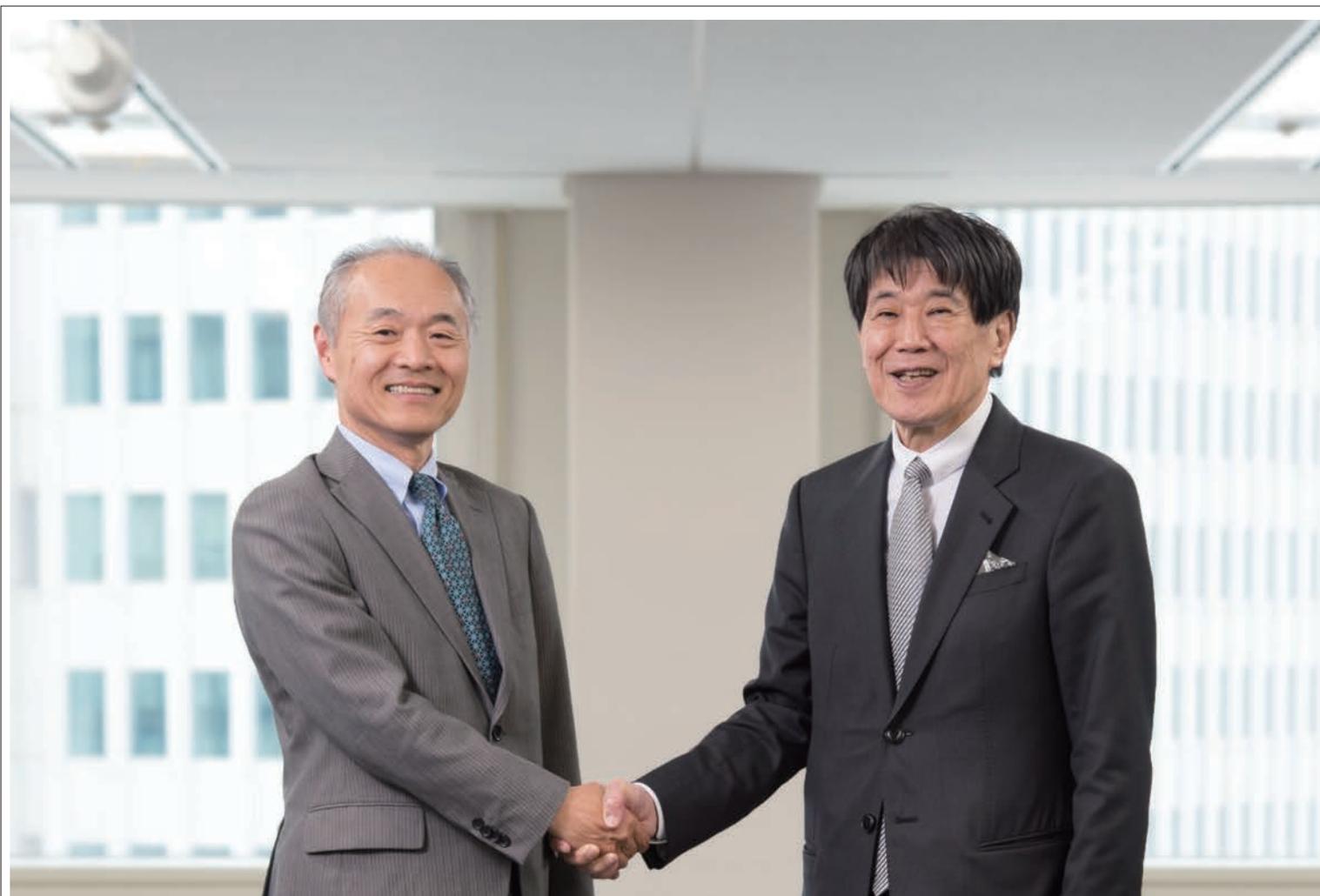
編集総責任者  
 佐脇ゆかり

広報部  
 佐脇ゆかり  
 東方実菜子

編集長  
 表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)  
 編集  
 尾上彩子(ラユニオン・パブリケーションズ)  
 デザイン  
 日笠雅文(ラユニオン・パブリケーションズ)  
 片寄雄太(And-Fabfactory)  
 下川那奈子(ラユニオン・パブリケーションズ)  
 撮影  
 吉永和志  
 ライター  
 浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ  
 印刷所 株式会社三千和商工  
 配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は  
 辻・本郷 税理士法人  
 〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1  
 新宿センタービル31階  
 TEL:03-5323-3312 広報部  
 Mail:scope@ht-tax.or.jp



# 激変の今だからこそ 未来は明るい

辻・本郷 税理士法人は、新理事長の徳田孝司を筆頭とする新体制を2016年1月より発足させました。それから3か月。立場が大きく変わった新旧ふたりの理事長が「未来へ！」というテーマで対談。辻・本郷 税理士法人のことから日本や世界のことまで、さまざまな未来を大いに語っていただきました。

*Takashi Tokuda*

*Yoshihiro Kongou*

### 新体制発足後、変化はありましたか？

**徳田** 何かが起こった時に、すべての責任を取らねばならないことが大きな変化ですね。14年間、副理事長としてがんばってきた自負はありますが、いやはやトップとなるとまったく違います。

また、本郷会長の経営手腕は誰もが認めるところ。これまでずっと右肩上がりだった成長曲線を維持していけるのか、対内的にも対外的にも注目されていると思います。プレッシャーはありますが、そこを楽しむように心がけています。

**本郷** グループの会長という役職は残っていますが、1月以降、私には税理士法人での役職が何もなくなくなったのでずいぶん気がラクになりました(笑)。最初の2か月ほどはゆっくりしていましたが、このところ、また忙しくなっています。

### リーダーとしての心がけとは？

**本郷** 意識したことがないですね。経営書には、たい

**徳田** 会計事務所や税理士事務所は、個人経営がほとんどです。そんな中でここまで人を増やし、支部を増やしてきた。ひとつの事業に集約している意味と意義は何かと常に考えています。最近のテーマは、私たちの規模を活かすサービスと組織をつくること。お客様から担当者しか見えていない現状を打破します。そうすれば、自ずと成長曲線上に次のステージが現れるはずですから。

### 税理士や会計士のプロとしてのこだわりは？

**徳田** 「お客様の価値観や方向性」と「会計や税務」をどうマッチングさせるかが永遠のテーマです。税法基準ではなく、お客様基準で、そしてそこに税法や会計をいかに合わせていけるかですね。

**本郷** 難しい質問だよ(笑)。お客様も変化するし、自分も変化する。強いて言えば柔軟性=フレキシビリティかな。10年前を振り返ると、誰もが変化しています。そういう意味で、若い人は大きく変化するから、おもしろいですね。

# 徳田孝司 特別対談 本郷孔洋

辻・本郷 税理士法人 理事長

(とくだ・たかし)1954年、愛媛県生まれ。2002年、辻・本郷 税理士法人 副理事長に就任。2016年1月より同理事長に就任。

辻・本郷 グループ 会長

(ほんごう・よしひろ)1945年、岩手県生まれ。2002年、辻・本郷 税理士法人 理事長に就任。2016年1月、同理事長を退任。辻・本郷グループ 会長に就任。

## To The Future

てい「理想のリーダー像」が書かれていますが、全部できたら神様ですよ。私たちもお客様も、みんな十人十色。どんなに優れたリーダーにだって欠点はあるんです。

それは企業でも同じこと。欠点は成長中こそ隠れてくれますが、停滞すると露出してしまいます。そして、人材がいなくなります。だからこそ、成長させることに注力してきました。世代が変わっても受け継いでいける税理士法人としてのDNAづくりには常に気を配ってきましたね。

### 未来を見据えて注目しているものは？

**本郷** これからはITでしょう。それからクラウドやフィンテック<sup>※1</sup>。AI<sup>※2</sup>もですね。

歴史的には、コミュニケーションのあり方が格段に変化した時に大進化が起こってきました。原始人は、火を使って料理を手にするまでに何千年も要しましたが、言葉を手に入れたことで激変しました。生産をコントロールする農業すらできるまでになったのですから。同様に、印刷や電話も大きな変化で

※1 ITを利用した金融テクノロジー。代表例はモバイル決済など  
 ※2 人工知能。人間のように自身で考えて判断するコンピュータの開発が進められている



ぎもん・しつもん・お答えします

## 税金 Q&A

# 通勤手当と自家用車の 借上げ料

### Q uestion

当社は、不動産賃貸仲介を主として営業を行っている不動産業です。入居希望者の現地案内のために、社員の自家用車を借上げ使用しています。社員に対しては、通勤手当を含めて一律月額5万円の借上げ料を支払っています。

通勤手当であり、借上げ料に対する各人の燃料費等の実費相当分もあることから、全額非課税として年末調整の支給金額には含めておりません。この処理で税務上問題ないでしょうか？

税金Q&Aでは皆さんの税金への疑問にお答えいたします。税務に関する質問を [scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) までお寄せ下さい。

### A nswer

貴社においては、借上げ料の人ごとや日にちごとの管理が大変なことから、全員一律の通勤手当として支給したものとと思われますが、税務上は「通勤手当」と「借上げ料」を分けて考える必要があります。

#### (1)「通勤手当」

税法においては、社員が勤務場所に通勤するために、バスや電車などを利用しているのか、貴社の事例のように自家用車などを使用しているかどうかによって細かく非課税限度額が定められています。通勤距離と交通手段の調査する必要があります。非課税限度額を超える「通勤手当」は給与所得として源泉徴収の対象となります。なお、通勤距離が片道2km未満の場合には、実際に自宅から自家用車で通勤していたとしても全額が課税対象です。

#### (2)「借上げ料」

社員の自家用車を利用して、出張や業務に係る旅費交通費等に代えて金銭支給する場合には、走行距離の使用実績の把握と、燃料費や車両維持費等の実費相当分として妥当な金額かどうかの検証が必要となります。適正な金額であれば、会社は旅費交通費として経費処理が可能であり、社員は非課税の収入となります。過大と認められる場合には「給与所得」または「雑所得」となり、課税の問題が生じます。「給与所得」とされた場合には、「源泉所得税」の対象です。(執行理事 小林作士<sup>トシ</sup>)

# 空き家に係る譲渡所得の特別控除



東 祥太郎

(あずま・しょうたろう)

● 相続部 税理士

空き家は倒壊の危険があることや犯罪の温床となる危険性があるので、その発生を抑制するために、相続により生じた空き家の譲渡について、3,000万円の特別控除の特例措置が平成28年度税制改正により創設されました。

空き家に係る譲渡所得の特別控除とは、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人がその家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または除却後の土地を譲渡した場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる特例措置です。

また、この特例措置を適用するためには、右の4つの要件を満たす必要があります。

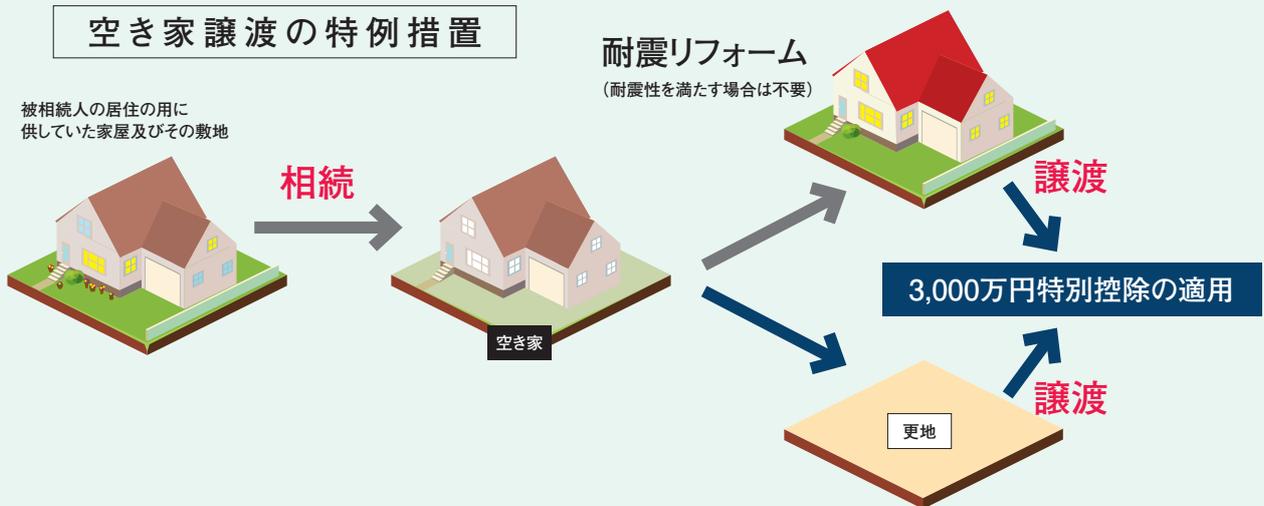
- ① 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物〔マンション等〕を除く。）であって、相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ② 譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③ 譲渡価額が1億円を超えないこと。
- ④ 平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡されたものであること。

留意点としては、この特例措置を受ける場合には、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算の特例）と選択適用になるということと、耐震性を満たすことなどの要件につき、地方公共団体の首長等の確認

をした旨を証する一定の書類の添付が必要となることが挙げられます。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算の特例）との選択は慎重に判断する必要があります。

## 空き家譲渡の特例措置



about 「未来」について  
the future 一言

6月に第一子が誕生予定で、この時期になると徐々にベビー用品などが増えていき身の回りの環境が刻々と変化していくのを実感し、毎日ワクワクして過ごしております。それとともに人としてまだまだ未熟な私が親になれるのか、日々不安に押しつぶされそうになっています。このワクワク感と不安感の間に挟まれ悩んでいる私ですが、悩んでいても明日はやってくるということで、自分と家族のミライを創るために日々を一生懸命に頑張ろうと思います。(東)

# 平成28年4月1日以後に適用される 国際税務に関わる制度

**松宮卓祐**

(まつみや・たかひろ)

●法人国際部

過年度の税制改正の中で、平成28年4月1日以後に適用される国際税務に関わる制度のうち外国子会社配当益金不算入制度の見直しと帰属主義への移行についてご紹介します。

## 外国子会社配当益金 不算入制度の見直し

平成27年度税制改正により、外国子会社側で損金に算入される配当については、日本の親会社側においては、益金不算入の対象から外れることになりました。代表例として、オーストラリアのRPS (Redeemable Profit Share) と呼ばれる償還優先株式に係る配当が挙げられます。この償還優先株式は、形式上は株式となりますが、オーストラリアの税制においては実質的には借入金と同様に扱われるためRPSから生じる支払配当は、一定の要件のもとオーストラリアにおいて損金に算入されることとなります。日本側においては外国子会社配当の益金不算入制度が適用されるため、配当額の95%が益金不算入となり、配当の支払国・配当の受取国のいずれでも課税されない二重非課税 (ハイブリッド・ミスマッチ) が生じていました。

平成27年度税制改正により平成28年4月1日以後の受取配当については、配当受取国の日本において

は課税されることとなります。

ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度に受ける配当 (施行日 [平成28年4月1日] において有する外国法人の株式等に係るものに限る。) については、従前どおりの取り扱いとなりますのでご留意下さい。

## 総合主義から 帰属主義への移行

平成26年度税制改正により外国法人・非居住者に対する課税原則について、従来の総合主義が改められ、帰属主義への見直しが行われました。

総合主義とは、国内に源泉のあるすべての「国内源泉所得」に対して課税を行うというものであり、帰属主義とは、国内の支店 (PE) に帰属するすべての収益に課税を行うというものです。

外国法人の課税原則の実質が帰属主義となっているため、帰属主義への移行により各国との取り扱いに差異がなくなり国際的二重課税が生じる可能性が少なくなりました。

帰属主義においては、外国法人の日本支店 (PE) を外国法人 (本店) から分離・独立した企業として取り扱うため、以下の点で総合主義と課税関係で違いが生じます。

◎外国法人 (本店) との内部取引を認識し、外国法人 (本店) と日本支店 (PE) との間の内部取引の対価の額が独立企業間価格と異なるときは、その内部取引は移転価格税制の対象となり独立企業間価格で行われたものとされます。

◎第三国源泉所得である所得につきましても、日本支店 (PE) が獲得した所得であれば日本での申告の対象となります。第三国でも課税される場合には外国税額控除の適用を受けることができます。

法人については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税、個人については平成29年分以後の所得税から適用されます。

参考：平成26年度、平成27年度税制改正 (財務省)

詳しくは法人国際部まで  
お問い合わせ下さい。

TEL：03-5323-3537

mail：tp@ht-tax.or.jp

# 経営ノート2016出版記念セミナー

in TOKYO

**去**る、4月19日、千代田区にある学士会館のホールで本郷孔洋氏による著書『経営ノート2016』の出版記念セミナーが行われた。

セミナーの序盤、ある有名な物語を引用して、高度成長期のような頑張れば結果が出てポストも将来も用意される、そうした経済の成長に連続性のある時代であれば一所懸命もいいが、先行きの見通せない非連続の時代では一つのこと固執した経営は向かないと語った。

**マクロで“悲観”しても、ミクロでは“楽観”している**

「平均値で物事を見てはいけない。日銀の黒田総裁が2%のインフレターゲットを設定しましたが、あれも平均値にすべきではなかった。とんでもなく2%を超えたインフレ（している業態）もあるし、原油価格があれだけ下がると平均値は2%にはならないですよ」と語り、マクロでは悲観していてもミクロでは楽観するような時代が来ると解説。先進の活動をしている中小企業は、職人の世界のノウハウを、数値やデータを駆使し事業化、工業化することで成功している。日本の産業のシェアは工夫する余地が多く、伸びしろはもっとあると説明した。

**「常識の真逆は、ブルーオーシャン」と銘打ち、2016年のビジネスを取り巻く環境を著書『経営ノート2016』の中から話題をいくつか抜き出し、企業の成長に不可欠なものについて解説した。**



辻・本郷 グループ 会長  
本郷孔洋

**企業の成長に必要な要素は「人」**

日本のGDPが低迷している理由は人口が増えなかったことだと述べ、「成熟した国でありながら移民を受け入れ、人口増と新興国の成長エンジンを組み込んだ米国は強い。企業に当てはめると、売上は従業員の数に比例する。売上高を見るよりも顧客数を見て行った方が成長する」と語った。また現在は超人手不足の時期に入っているが、人手不足を解消するイノベーションが必ず起き、10年後には人手過剰の時代になると警鐘を鳴らした。

「二兎追う者は一兎をも得ずということわざがありますが、逆のことをすべき。今の時代は二兎を追わないといけない」、経営者も組織も「戦略も戦術も出来る」、「改良もイノベーションも出来る」、「成長もする、安定もさせる」と両方に気を配ることが肝要だと述べ、「どちらかに偏り挑戦しなくなると不戦敗してしまふ、それだけは避けなくてはならない」と強調。最後に「敵はライバルではなく自分自身。社長は外に出て下さい、情報は外にもっとあります」と締めくくった。



『経営ノート2016』出版記念セミナー、全国9箇所で開催中!

<http://www.ht-tax.or.jp/seminar/managementnote2016/>

辻・本郷 税理士法人 主催

本郷孔洋の『経営ノート2016』出版記念セミナー

参加費無料

## ～常識の真逆は、ブルーオーシャン～

会計・税務の視点と法人経営の視点を併せ持つ本郷孔洋が、「常識の真逆」をメインテーマに考察し、現状の認識及び今現在、企業が成長のためにとるべき方針について語ります。

### 第1部 今そこにある事業承継の失敗事例

講師：辻・本郷 税理士法人 理事/各支部所長

### 第2部 常識の真逆は、ブルーオーシャン

講師：辻・本郷グループ 会長 公認会計士 税理士 本郷 孔洋

ご紹介 「マイナンバーおまかせバック」ご紹介 / 辻・本郷 IT コンサルティング株式会社

東京 4/19 (金) 13:30-16:00  
講師 榎原 達也  
会場 学士会館

広島 5/20 (金) 13:30-16:00  
講師 ニノ宮 伸幸  
会場 ANA クラウンプラザホテル広島3階アカシア

札幌 6/24 (金) 14:00-16:30  
講師 加藤 俊貴  
会場 京王プラザホテル札幌 22階 ベガサス

仙台 4/26 (水) 14:00-16:30  
講師 平川 亮  
会場 TKP ガーデン仙台 21階ホール(アエル内)

名古屋 6/1 (水) 14:00-16:30  
講師 三好 正晃  
会場 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 葵

大阪 7/1 (金) 14:00-16:30  
講師 有光 賢治  
会場 淀屋橋サウスビル 8階会議室

横浜 5/12 (水) 14:00-16:30  
講師 榎原 達也  
会場 TKP 横浜 10階タワー 25階大会議室(2501)

秋田 6/17 (金) 14:00-16:30  
講師 藤 正宏  
会場 秋田ビューホテル4階 飛翔の間

青森 7/8 (金) 14:00-16:15  
講師 藤 正宏  
会場 ホテル青森 3階 あすなろの間

※受付時間は開始30分前から ※事前にお申し込みのうえでご参加ください。定員となり次第、締め切らせていただきます。



辻・本郷グループ  
会長 本郷 孔洋

辻・本郷 税理士法人  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

東京本部 [東京税理士会所属]  
〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階  
<http://www.ht-tax.or.jp> 辻・本郷 検索

◆お申し込み・お問い合せ等は

0120-016-712

【受付時間】9:00～17:30 ※土・日・祝日・年末年始除く

女性税理士による相続税専門のチームが

# 相続税申告や相続税対策を サポートします！

辻・本郷 税理士法人 全国女性相続センター

辻・本郷 税理士法人には、相続に精通した女性税理士による全国女性相続センターがあります。

相続税のお手伝いをしていますと、女性（妻）が相続人になる、つまり、ご主人を看取るかたが多くいらっしゃいます。ご主人がいなくなり、奥様が一人で抱える不安や疑問が少なからずあるかと思います。

例えば、  
こんな不安！

“ 主人に任せていて財産の把握が  
できていないので相続税の申告に  
困っています ”

“ 一人になった後の自分の生活の  
ためはいくら手元に残せば足りるのか  
分からない。長生きすることが不安 ”

辻・本郷 税理士法人の全国女性相続センターは、女性の相続人から「女性の税理士だから、安心して相談できる」といった声が多くあるため、そのニーズにお応えすべく誕生しました。

私たち、全国女性相続センターの女性税理士は、お母様や奥様のご家族に相談されるように、お客様のペースにあわせて、まずはお客様のお話をじっくりと聞かせていただくことを1番大切に考えております。

弊社の女性税理士はお客様の心に寄り添い、きめ細やかなサポートをさせていただきます。



辻・本郷 相続キャラクター  
ころん

Seminar  
Information

女性相続セミナー

『女性だからこそ  
知っておきたい  
相続の備え』

[開催日時]

6月19日(日) 14:00~

[開催場所]

辻・本郷 税理士法人  
セミナールーム  
新宿センタービル31F

全国女性相続センターへのお問い合わせは  
0120-016-708  
URL <http://www.ht-tax.or.jp/josei-souzoku/>

ぶらぶら徳田理事長と行く

# ぶらトク

#001

市ヶ谷フイッシュセンター

の巻

徳田孝司理事長が日頃経験していないことに体当たりでチャレンジする連載企画。第1回のテーマは“釣り堀”。都会の喧騒の中、のんびりと糸を垂らしてみました。果たして結果やいかに。

### 今回のパートナー

大宮支部所長

山口拓也さん

なんと30kgのマグロを釣ったこともある釣りマスターです。



あらためて釣りって楽しいね。次は自然の中で勝負だ!

- ★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
- ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=「.....」



あ、山口君じゃないか。

あ、理事長! いまから釣りに行くんです。一緒にされますか?

実はちゃんと釣るのは小学生以来なんだよな...



えさを固めて...と



支部の様子はどうか? みんながんばっていますよ!

—そして奮闘すること20分—

これはいいサイズですねえ。さすが!



ふっふっふ

思わず食いついちゃった(泣)

おお! きたきた!

ゆ〜っくりとお願いします



久々だけど、釣れたぞー!



やりましたね、お見事!



仕事も釣りも協力第一ですね。



お、ぼくにもきた!

よし、任せろ!

撮影協力 市ヶ谷フイッシュセンター 東京都新宿区市谷田町1-1 TEL: 03-3260-1324 <http://www.ichigaya-fc.com/ifc/>

東京・大都会のど真ん中、市ヶ谷駅の真横に位置しています。子どもからお年寄りまで遊べる釣りスポットとして50年以上この場所で親しまれ続けています。

# 脈動するインバウンド市場 vol.1

## 急拡大した2015年を振り返る

昨年から今年にかけて、新聞やテレビのニュースで「インバウンド」「訪日観光客」という言葉をご覧になった方も多いのではないのでしょうか？2015年の1年間に、海外から日本へ来た外国人の数は1973万7千人で、前年(2014年)比で47.1%もの増加をしました。なぜインバウンド市場は急拡大したのか、増え続ける訪日観光客にどう向き合っていくべきなのか、このコラムではインバウンド市場で勝ち抜くヒントを探っていきます。



政府が2020年の目標としていた2000万人に肉薄したことで、2020年の訪日観光客(訪日外国人観光客)数の目標を4000万人に上方修正しました。

国別で見ると、中国が前年比で107.3%増と大きく伸び、入国人数で1位、消費金額も『爆買い』効果で1位でした。2~5位までの韓国、台湾、香港、米国もそれぞれ15~65%増と好調で上位5ヵ国で訪日観光客数のほぼ77%を占めていました。国別統計では、ロシア以外の全ての国でプラスだったという好調ぶりでした。では、この訪日ボーナスとも言える状況はどうして起こったのでしょうか？大きな理由としては2つ「為替」「資源価格の急落」です。

まずは為替ですが、2012年には1ドル80円台だったものが2015年には120円前後に、訪日観光客にとっては日本での使える予算が倍増したように感じられた

でしょう。これまで「高い国」だった日本が急に身近になりました。2つ目の資源価格の急落ですが、これによって、航空会社の燃料サーチャージが大幅に下がり、格安航空会社(LCC)の参入も拡大し、輸送量が増えました。他にも、観光ビザの緩和や自治体、旅行会社による地道な誘客も実を結びました。2015年は訪日観光客が増える要素がいくつも重なり、そこへ中国の経済成長のタイミングが上手く噛み合ったことが、急激な増加につながったのだと言えます。

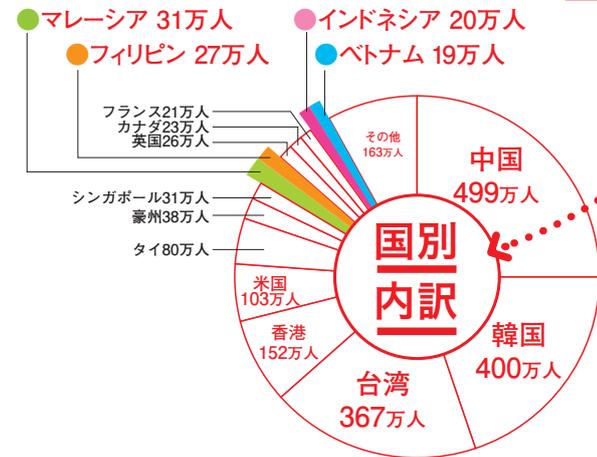
### 今後の訪日観光客の動向

今年も増加傾向は続くと思われるのですが、昨年ほどの爆発的な伸びはないとの見方が優勢です。中国経済の鈍化、世界経済の停滞、地政学リスク、地震による旅行マインドの冷え込みなど事前に予測し

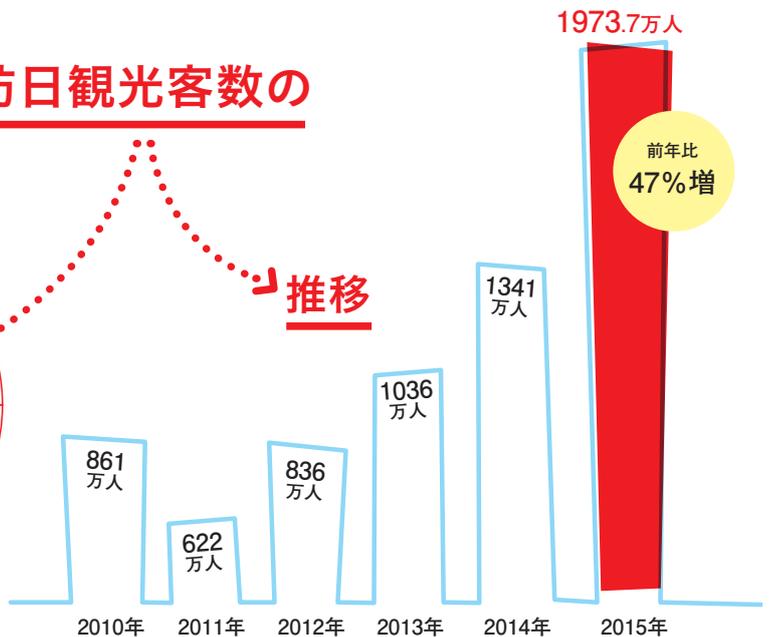
にくいこともあります。一方で、1人あたりのGDPが急拡大し、人口ボーナス\*期に入ったベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシアなどからの訪日客は今後大きく伸びると予想しています。特に、たいへんな親日国でもあり、2億人以上の人口を擁するインドネシアは非常に魅力的な市場です。しかし国民の9割がイスラム教の信徒であるインドネシア人には、豚肉やアルコールを除いたメニューを用意できるかなどの工夫が必要です。訪日観光客が拡大するからといって、濡れ手に粟と経済効果が見込めるわけではありません。多様化する訪日観光客を獲得するには、受け入れ側の対応が必要になっていくのです。来月号では、インバウンド市場で勝ち抜くための事例を紹介します。

\*人口ボーナス= 生産年齢人口が多く経済が発展しやすい状態のこと。

#### ■人口ボーナス期で注目の4ヵ国



### 訪日観光客数の推移



データ:日本政府観光局(JNTO)

●お問い合わせ先/株式会社ラユニオン・パブリケーションズ ☎03-3234-9280 URL:http://lunion.jp/ 訪日外国人観光客向けのWebサイトや印刷物など、多言語の制作を得意とする編集プロダクション。主な事例は日本政府観光局(JNTO)や各自治体、交通事業者など。今月よりインバウンドに関するコラムを毎月お届けいたします。

# アンケート & プレゼント

応募〆切は  
6月14日

いつも『SCOPE』をご愛読いただき、ありがとうございます。  
全面リニューアルした新生「SCOPE」いかがでしたか？  
アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で2名様に、プレゼントを差し上げます。  
このページを、Faxもしくは、Emailでご応募ください。  
皆様のご意見、ご感想を心よりお待ちしております。



●プレゼント商品  
ロゴス 7075トリポッドチェア  
680gの超軽量ながら、120kgまでの耐荷  
重をもつ折りたたみチェア。釣り堀体験や、  
レジャーのお供に便利な逸品です！

★当選の発表は商品の発送を  
もって代えさせていただきます。

Q.1

『SCOPE』はどの程度読まれていますか？（当てはまる項目をひとつ選び、○印を付けて下さい）

- ① 毎号かかさず読んでいる ② 2～3か月に1度くらい読んでいる  
③ 年に1～2回程度読んでいる ④ ほとんど読んでいない ⑤ 初めて読んだ

Q.2

新『SCOPE』に関する次の事項について、それぞれお答えください

（それぞれ当てはまる項目をひとつ選び、○印を付けて下さい）

- 新しい記事はいかがでしたか？ ① とても面白かった ② 面白かった ③ 以前の方が良かった  
読みやすさは？ ① とても読みやすい ② 普通 ③ 以前の方が読みやすかった

Q.3

新『SCOPE』で面白かった記事を選んでください（3つまで選び、○印を付けて下さい）

- ① 特別対談 本郷会長×徳田理事長 ② 税金Q&A ③ 税金 ④ 国際税務 ⑤ 女性相続  
⑥ 経営ノート2016セミナーレポート ⑦ ぶらトク（市ヶ谷フィッシュセンター） ⑧ インバウンドコラム

Q.4

『SCOPE』についてご意見ご感想等ありましたら、ご自由にお書きください

Q.5

税金に関するお悩みがありましたらお書きください（任意、誌面で紹介させていただくことがあります）

Q.6

あなたの未来について一言お願いします（誌面で紹介させていただくことがあります）

(ふりがな) .....	●会社名
●お名前	●性別 男・女
●年代（20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上）	
●ご住所 〒	個人情報の取り扱いについて ご応募いただいたお客様の個人情報は、抽選及び賞品を発送するためのもので、それ以外の目的では使用いたしません。また、お客様の個人情報をお客さまの同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません（法令等により開示を求められた場合を除く）。また、アンケートの結果については誌面で紹介させていただくことがあります。その場合はイニシャル・年代・性別を掲載いたします。
●電話番号 ( )	

●応募先 FAX 番号  
03-5323-3302

●応募先 E-mail アドレス  
scope@ht-tax.or.jp

札幌支部	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ12階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032	神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781	吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160	東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944	立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
久慈支部	〒028-0061 岩手県久慈市中央3-51 久慈駅前ビル403号 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1185	町田支部	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866	横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NOF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
遠野支部	〒028-0542 岩手県遠野市早瀬町2-4-21 遠野公文会館2階 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317	湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665	小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742	伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793	豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル4階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882	名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177	四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187	京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通堂町東入函谷鉾79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094	豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012	大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158	堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212	神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752	岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
川口支部	〒333-0842 埼玉県川口市前川2-51-10 TEL.048-268-0633 FAX.048-268-0692	広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261	松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802	北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイブ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786	福岡支部	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-3-38 天神121ビル8階 TEL.092-715-6901 FAX.092-715-6902
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802	大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762	延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732	沖縄支部	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-19-14 八重洲第7ビル5階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

新生『SCOPE』、いかがだったでしょうか？  
お客様はもちろん、辻・本郷のスタッフにとっても、楽しめる会報誌を作りたい！ そんな想いをこめて、1つ1つ大切に携わらせて頂きました。本郷会長、徳田理事長をはじめ、原稿ご担当の方々には、沢山のわがまを聞いて頂き、本当にありがとうございます。5月

号から3回シリーズで展開するテーマ「未来へ」にちなみ、これからも、沢山の新たな可能性と、ワクワク感満載の『SCOPE』を皆様にお届けしたいと思っています。  
また、このたび九州地方の大地震で被災された皆様には、この場をお借りしまして、心よりお見舞い申し上げます。(佐藤)

次号予告

女性視点の未来へ  
TAX GIRL座談会



## あらゆる補助金の獲得・活用のサポートは 辻・本郷グループにおまかせください!!

平成28年度  
注目の補助金!

### 省エネ設備導入のための補助金

#### 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業補助金

補助対象者 全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

難易度  
★★★★★

#### エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

補助対象者 全業種、日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

難易度  
★★★★★

既設設備・システムの置き換え、製造プロセスの改善等により、省エネルギー化を行う際に必要となる費用の一部を補助してくれるものです。既設設備の更新をお考えの方は是非ご確認ください。

#### 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金

補助対象者 民間事業者等

難易度  
★★★★★

地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速するため、民間事業者が導入する、太陽熱・バイオマス・地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの太陽光発電・バイオマス発電等の発電システム、蓄電池の費用を補助します。



辻・本郷 ビジネスコンサルティング  
取締役

補助金申請アドバイザー

若狭 清史

話題の補助金は  
これだ!

#### ものづくり補助金/革新的サービス補助金

地方創生事業  
・新型交付金(地方創生推進交付金)  
・中小企業および小規模事業者海外展開戦略支援事業補助金

#### 小規模事業者持続化補助金

来年の募集に備え、  
今から準備を行っていきましょう!

完全報酬型も選べる  
補助金申請支援サービス

申請依頼受付中

HTAPP  
エイチャップ

▶詳細はこちらをご覧ください

<https://htapp.jp/>

辻・本郷 エイチャップ 検索

辻・本郷 グループ 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 <http://www.ht-tax.or.jp/>